

## 中国四国農政局入札等監視委員会 定例会議(第1回)審議概要

(ホームページ掲載日:平成23年6月17日)

開催日及び場所		平成23年度5月31日(火曜日)中国四国農政局10階第10-B会議室	
委員		西田 三千代(弁護士) 井上 信二(公認会計士) 岸 道康(ジャーナリスト)	
審議対象期間		平成23年1月1日~平成23年3月31日	
審議対象案件		323件 うち、1者応札案件 14件 契約の相手方が公益社団法人等案件 6件	
抽出案件		4件 うち、1者応札案件 1件 (抽出率1%) (抽出率7%) 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件 (抽出率0%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件
	業務	簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等案件 0件
委員からの意見・質問等に対する回答等	意見・質問		回答等
	<p><b>(1) 抽出案件: 中海干拓事業 彦名工区地区内整備工事について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要で、4つの干拓地 543ha を農家 596 戸が保有しているとのことですが、1戸当たりになると面積が小さいと思いますが。</li> <li>・途中で計画が変わったのではないですよね、計画が最初から増反ということですか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・干拓地で営農している農家は、もともと周辺の既耕地の農家がほとんどで、「増反」で新たに干拓農地を購入され畑作営農が行われており、1戸当たり概ね1haとなっています。</li> <li>・当初計画(昭和38年)時点からは変わっています。元々、干拓地(利用)は水田計画でスタートしましたが、新規開田抑制を経て、昭和50年代に計画変更を行い、畑作営農に転換しています。その後、干陸予定の工区の中で一番大きな本庄工区については、平成12年に干陸中止が決定しましたが、4つの干拓工区については、県において周辺農家の人達に増反希望を募ったということです。</li> </ul>

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問等に対する	<p><b>(2) 抽出案件：吉野川下流域農地防災事業 北部幹線水路（板東・萩原工区）建設工事（第3回変更）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更理由は何ですか。</li> <li>・他の変更時も似たような理由ですか。</li> </ul> <p><b>(3) 平成23年度入札・契約について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易型を簡易 と簡易 に分けた理由はなんですか。</li> </ul> <p><b>(4) 前回の抽出案件：中海干拓事業 事業誌作成業務について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負者である社団法人農業農村整備情報総合センターにおける農林水産省OBの有無、1者応札となった原因及び改善策等の説明がありました。その改善策である、公示時期の早期化について、これは何かルールがありますか。</li> <li>・本件は、どれくらいの期間入札公告していますか。</li> <li>・これは、規定みたいなのは1ヶ月間とか2週間でいいとか規定はないですか。</li> <li>・これは、12日間で有ることからルールには合致しているが、もう少し早く教えて欲しいということだと思います。できるだけ多くの業者が参加して、特に農林水産省の関係公益法人が入ってくる場合には、できるだけ単独の1者応札にならないように環境作りをやって欲しいですね。公正にやられているとはいえ、誤解を招かないよう環境を整備して頂ければと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回変更理由は、シールド工法による掘削工事の途中で、当初の調査時ではわからなかった大きな流木が出現したため、本来の掘削スピードより遅いスピードで進めたことによって、工期がずれ込み期間が変更になったものです。</li> <li>・1回目は、工事箇所に関係する地域住民の事前了解は得ていたものの、工事直前になって、工事の路線が家屋に近いということで、着工延期の要請があったため、再度説明を行い、地域住民の了解を得ることに要した日数分工期が変更になったものです。</li> <li>・簡易型の 型は、評価項目が企業評価、技術者評価、簡易な施工計画について求めます。一方、簡易 型は、企業評価と技術者評価はあるが、簡易な施工計画という項目がございません。ここが大きく と の違いになっています。</li> <li>・発注情報につきましては、事前にホームページ等でお知らせしています。発注予定があれば特段早くても問題はなく、3・四半期、4・四半期にこういう業務がありますという情報をホームページ等で早く伝えることができます。</li> <li>・入札公告期間は、22年10月20日から11月5日まで17日間、うち閉庁日5日、12日間で掲示板及びホームページで公告しました。</li> <li>・土日を除いて営業日10日以上は公告しなさいという指針はあります。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(以上)</p>